

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 介護保険法に関する法律等及び条令に基づき、保険料の賦課徴収・資格管理・認定管理・給付管理を行う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none">① 資格に関する事務② 保険料の賦課徴収に関する事務③ 受給及び給付に関する事務④ 認定に関する事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">① 介護保険システム② 団体内統合宛名システム③ 中間サーバー④ サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 別表 131,132の項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 別表 2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、144、145、158、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉事務所 長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部福祉事務所 長寿介護課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8009 ファックス:0558-76-8029 E-mail:sien@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部福祉事務所 長寿介護課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8009 ファックス:0558-76-8029 E-mail:sien@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[1万人以上10万人未満]</div> <div> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[500人未満]</div> <div> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[発生なし]</div> <div> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、個人情報の記載のある申請書等を取得した場合は管理簿に記録して鍵付きキャビネット等に保管している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	伊豆の国市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。 また、課内ミーティングにおいて、特定個人情報の適正な取り扱いができていないか定期的に確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 93、94の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令 第46条(93項関係)、第47条(94項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108の項、117の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第6条(6項関係)、第7条(8項関係)、第10条(11項関係)、第19条(26項関係)、第22条の2(33項関係)、第24条の2(39項関係)、第25条(42項関係)、第30条(56の2項関係)、第31条の2(58項関係)、第32条(61項関係)、第33条(62項関係)、第43条(80項関係)、第44条(87項関係)、第46条(93項関係)、第47条(94項関係)、第55条(108項関係)、第59条の2の3(117の項)、未制定(30項、46項、83項、90項、95項関係)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 93、94の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令 第46条(93項関係)、第47条(94項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第6条(6項関係)、第7条(8項関係)、第10条(11項関係)、第19条(26項関係)、第22条の2(33項関係)、第24条の2(39項関係)、第25条(42項関係)、第30条(56の2項関係)、第31条の2(58項関係)、第32条(61項関係)、第33条(62項関係)、第43条(80項関係)、第44条(87項関係)、第46条(93項関係)、第47条(94項関係)、第55条(108項関係)、第59条の2の3(117項関係)、未制定あり(30項、95項関係)	事後	評価の再実施
令和4年3月1日	II しいき値判断項目	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	評価の再実施
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第6条(6項関係)、第7条(8項関係)、第10条(11項関係)、第19条(26項関係)、第22条の2(33項関係)、第24条の2(39項関係)、第25条(42項関係)、第30条(56の2項関係)、第31条の2(58項関係)、第32条(61項関係)、第33条(62項関係)、第43条(80項関係)、第44条(87項関係)、第46条(93項関係)、第47条(94項関係)、第55条(108項関係)、第59条の2の3(117項関係)、未制定あり(30項、95項関係)	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第6条(6項関係)、第7条(8項関係)、第10条(11項関係)、第19条(26項関係)、第22条の2(33項関係)、第24条の2(39項関係)、第25条(42項関係)、第30条(56の2項関係)、第31条の2の2(58項関係)、第32条(61項関係)、第33条(62項関係)、第43条(80項関係)、第44条(87項関係)、第46条(93項関係)、第47条(94項関係)、第55条(108項関係)、第59条の2の3(117項関係)、未制定あり(30項、95項関係)	事後	評価書の見直しの実施
令和5年3月31日	II しいき値判断項目	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	II しいき値判断項目	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 68の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 100の項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 93、94の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令 第46条(93項関係)、第47条(94項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第6条(6項関係)、第7条(8項関係)、第10条(11項関係)、第19条(26項関係)、第22条の2(33項関係)、第24条の2(39項関係)、第25条(42項関係)、第30条(56の2項関係)、第31条の2の2(58項関係)、第32条(61項関係)、第33条(62項関係)、第43条(80項関係)、第44条(87項関係)、第46条(93項関係)、第47条(94項関係)、第55条(108項関係)、第59条の2の3(117項関係)、未制定あり(30項、95項関係)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 別表131、132の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 別表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、144、145、158、161の項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	II しいき値判断項目	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加

令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人情報の記載のある申請書等を取得した場合は管理簿に記録して鍵付きキャビネット等に保管している。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		伊豆の国市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、課内ミーティングにおいて、特定個人情報の適正な取り扱いができているか定期的に確認している。	事後	様式改正に伴う項目追加